

(通行承諾)

(1) 通行承諾を要する範囲

基準法上の道路から許可に係る敷地前面までの道・通路部分

(2) 通行承諾を要するもの

許可に係る道・通路部分が私有地または公的管理地である場合は、通行承諾を要する。

ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。(イ、ウにあつては、通行に関して当事者間で紛争解決する旨の誓約書を添付)

ア. 里道または国有水路敷を含み、道路状に整備された部分

イ. 国調図上、道と明示され、かつ道路状に整備されているもので道路から道路まで通り抜けている部分

ウ. ア及びイに該当する通路若しくは公的管理の通路より、中心後退等により道路状に後退整備された部分

エ. 通路の地目が公衆用道路と登記されている公的管理地で、特定行政庁が周辺の状況等を勘案して不要と認めるもの(市道、開拓農道等)

オ. 既に通路として利用されている地区計画による地区施設道路

カ. 既に通路として利用されている開発調整条例による協定道路